

市・都民税、所得税の申告はお早めに！

2月16日(火)から市・都民税、所得税の申告の受け付けを開始

市・都民税の申告は市役所へ
 ※詳しくは、市民税係へ。

市・都民税の申告が必要な方

下の図を参考に、該当する方は申告をしてください。

申告に必要なもの

①市・都民税申告書と印鑑

前年度に市・都民税の申告書を提出いただいた方などには、申告書を1月26日に発送しました。届かない場合は連絡してください。申告書は、市役所市民税係、東部出張所、あいぼっく、武蔵野会館にもあります。

②昨年中の所得(収入)がわかる書類

▽給与・年金などの所得がある方
 Ⅱ源泉徴収票・給与(年金)等支払報告書・給与証明書など
 Ⅲ給与所得以外の方Ⅱ収入や必要経費を確認できる書類や収支明細書など

③昨年中に支払われた各種控除に関する書類

▽社会保険料(国民健康保険、

国民年金など)・生命保険料・個人年金保険料・地震保険料などの支払証明書または領収書

▽雑損控除・医療費控除・寄附金控除を受ける方Ⅱ領収書など

▽障害者控除を受ける方Ⅱ障害の内容を証明する書類(身体障害者手帳など)

▽配偶者特別控除を受ける方Ⅱ配偶者の昨年中の所得がわかる書類

3ページの表をご覧ください。

申告受け付け・相談など

次の場合は、郵送でも受け付けます。申告書と必要書類を同封し、3月15日(必着)までに、〒196-8511 市役所市民税係へ郵送してください。

申告書は郵送でも受け付けます

次の方は、郵送でも受け付けます。申告書と必要書類を同封し、3月15日(必着)までに、〒196-8511 市役所市民税係へ郵送してください。

▽給与所得の方で、年末調整を受けた源泉徴収票を添付するだけの申告書

▽収入がなかった方で、申告書裏面に該当事項を記入した申告書

市・都民税

平成22年度の主な税制改正の内容

【寄附金税額控除が受けられる対象を拡充】

これまでの寄附金に加えて、市都が条例で指定した寄附金も控除の対象となりました。

【住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)の創設】

平成21年～25年の間に居住し、所得税の住宅ローン減税制度を受ける方で、所得税で控除しきれない金額がある場合は、住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)が適用され、翌年度の市・都民税から控除されます。今回の税制改正により、これに伴う市役所への申告は不要となりました。

また、11年～18年に入居し、住宅ローン控除を受けている方も所得税で控除しきれない金額がある場合は、平成22年度市・都民税の申告から市役所への申告は不要となりました。なお、確定申告や年末調整の手続きは今まで

【上場株式等の配当等に係る配当所得の課税の特例の創設】

上場株式等の配当等に係る配当所得は、これまで総合課税の対象とされていましたが、申告分離課税との選択ができるようになりました。申告分離課税を選択した場合は、配当控除の適用はあり

【上場株式等に係る譲渡損失の損益通算の特例の創設】

平成21年以後の各年分において、上場株式等に係る譲渡損失の金額と上場株式等の配当等に係る配当所得の金額との損益通算ができるようになります。

※詳しくは、市民税係へ。

所得税の申告は立川税務署へ

確定申告書は自分で書いて早めに提出を
 ※詳しくは、立川税務署 ☎5231181へ。

確定申告が必要な方

*事業所得や不動産所得がある方で、昨年中の各種所得金額の合計額から、基礎控除などの所得控除を差し引き、その金額に基づいて計算した税額が配当控除の額を超える方

*給与所得があり、次のいずれかに該当する方

▽給与収入額が2000万円を超える

▽給与所得・退職所得以外の所得の合計額が20万円を超える

▽給与の支払いを2か所以上から受けている方で、年末調整されなかった給与などの収入金額と給与所得以外の各種所得金額の合計額が20万円を超える

*土地・家屋やゴルフ会員権などを譲渡した方 など

確定申告をする必要のない給与所得者でも、平成21年中に次のような理由で申告することに

より、源泉徴収された所得税が還付されることがあります。それぞれ還付に必要な証明書を添付して申告してください。

*ローンなどで住宅を取得した

*多額の医療費を支払った

*年の途中で退職した

*市区町村などに5000円を超える寄附をした など

申告書の作成会場相談

下の表をご覧ください。

申告書は郵送でも受け付けます

申告書と必要書類を同封し、3月15日(必着)までに〒190-8565 立川税務署へ郵送してください。申告書の「控」が必要な場合は、ボールペンで記入した控と、あて先を記入し切手をはった返信用封筒を同封してください。

国税庁ホームページで確定申告書などの作成ができます

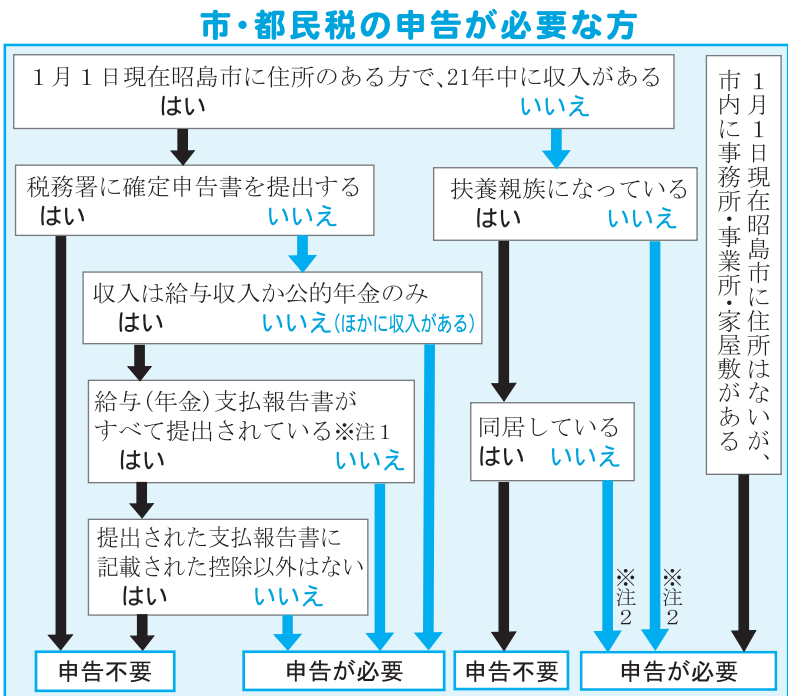
詳しくは、国税庁ホームページ

(<http://www.nta.go.jp>)をご覧ください。

市・都民税申告、所得税申告の受け付けと相談

※黒ボールペン・電卓をお持ちください。

申告・相談	日時	場所	注意
市民税・都民税申告	受け付け	2月16日(火)～3月8日(月)の午前9時～午後5時(土曜・日曜日を除く)	☆記入済みの確定申告書は各会場にて受け付けます。 ※例年、玉川会館で行っている出張相談は、同会館の工事に伴い市民交流センターで行いますのでご注意ください。 ☆駐車場が混雑しますので、車での来場はご遠慮ください。
	出張相談	3月9日(火)～15日(月)の午前9時～午後5時(土曜・日曜日を除く)	
	夜間受け付け	2月23日(火)の午前9時～午後4時 2月24日(水)の午前9時～午後4時 2月25日(木)の午前9時～午後4時	
	休日受け付け	3月11日(木)・12日(金)の午後5時30分～7時30分 3月13日(土)・14日(日)の午前9時～午後4時	
年金受給者の方への申告相談会(東京税理士協同組合)	2月9日(火) ▽午前9時30分～正午(受け付けは11時まで) ▽午後1時～4時(受け付けは3時30分まで)	市役所市民ホール	☆作成した申告書は当日提出できますので必要書類をお持ちください。 ☆混雑時は早めに受け付けを終了する場合があります。 ☆譲渡・相続・贈与関係の相談は行いません。 ☆税理士会が行う申告相談会では、高額所得者や相談内容が複雑な方の相談は受けません。 ※16日(火)は込み合いますので、できるだけ他の日をご利用ください。
所得税・個人事業税及び住民税共同申告相談会	2月10日(水)の午前9時30分～正午(受け付けは11時まで)		
年金受給者の方の申告書作成相談会	2月10日(水)の午後1時～4時(受け付けは3時30分まで)	大盛屋ビル(立川市高松町2-16-13)	☆正午～午後1時は、作成済み申告書の受け付けと確定申告用紙の配付のみを行います。 ☆期間中は立川税務署での作成はできません。 ☆駐車場はありません。
税理士会が行う小規模納税者のための無料申告相談会 ※年金受給者・給与所得者の還付申告相談も実施	2月16日(火)～22日(月)(土曜・日曜日を除く) ▽午前9時30分～正午(受け付けは11時まで) ▽午後1時～4時(受け付けは3時30分まで)		
所得税の確定申告(確定申告書作成・提出会場)	2月16日(火)～3月15日(月)の午前9時～午後5時(土曜・日曜日を除く)	大盛屋ビル(立川市高松町2-16-13)	
休日開設	2月21日(日)・28日(日)の午前9時～午後4時		



※注1 給与支払報告書が提出されているかどうかの確認は給与支払者にしてください。
 ※注2 非課税証明書の発行や国民健康保険などの資料にします。